

枚方宿地区まちづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内(以下「区域内」という。)におけるまちなみ整備に関し、必要な事項を協定し、枚方宿地区の快適で調和のとれたまちなみ環境の形成と維持・向上を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、枚方宿地区まちづくり協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、区域内の土地の所有者及び借地権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の合意により締結するものとする。

2 前項の合意は、枚方宿地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の総会の議決をもって合意を得たものとするができる。

3 協議会の総会の議決により協定を締結しようとするときは、区域内の土地所有者等にあらかじめ協定の内容を周知し、その意見を聴くものとする。

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定を変更又は廃止しようとするときは、前条の規定を準用する。

(協定の区域)

第5条 協定の区域は、別図に示すとおりとする。

(まちなみ整備の基準等)

第6条 区域内におけるまちなみの整備の基準等は、次の各号に掲げる項目について、別表に定めるとおりとする。

(1) 建築物(建築物に附属する(2)工作物を除く。)に関する事。

(2) 塀、門、ガレージ等の工作物に関する事。

(3) 屋外広告物に関する事。

(4) 色彩に関する事。

(5) その他、まちなみ整備に必要な事項。

2 土地所有者等は、区域内において建築行為等をしようとするときは、前項に定める内容の実現に誠実に努めるとともに、良好なまちなみ環境を形成し、維持増進するために相互に協力するものとする。

(建築物等の維持管理に関する事項)

第7条 土地所有者等は、この協定に沿って整備した建築物等については、前条に規定するまちなみ整備の内容が保持されるよう維持管理に努めるものとする。

(地区施設等の維持管理について)

第8条 枚方市が区域内における「歴史的景観の保全及び整備に関する計画」に基づいて整備した地区施設等について、別の管理協定等により土地所有者等が維持管理を行うこととされた場合、当該土地所有者等は適正な維持管理に努めるものとする。

(協定運営委員会)

第9条 協定の運営に関する事務を処理するため、区域内において協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協議会のまちづくり協定運営部会をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

(役員)

第10条 委員会に次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 1名

(3)委員 若干名

2 委員長は、まちづくり協定運営部会の部会長が務める。

委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を統括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

5 委員長は、必要に応じて専門知識を有する者の出席を求めることができる。

(委員会との協議)

第11条 土地所有者等が区域内において建築行為等を計画しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第15条第1項に規定する協議が必要な場合は、事前に建築計画等の図書により、委員会と協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 協定の有効期間は10年とする。

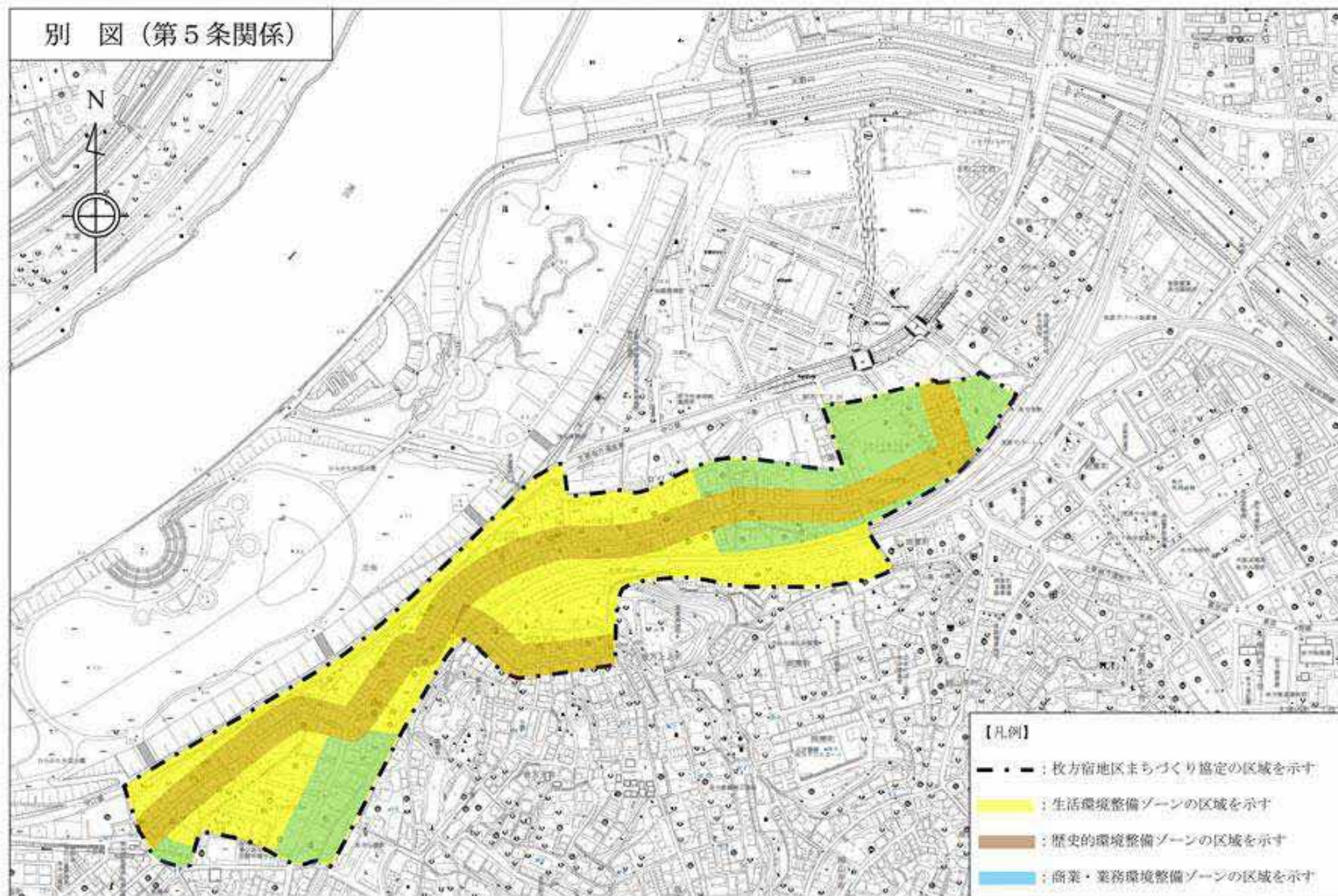
(雑則)

第13条 本協定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 本協定は令和3年3月28日より実施する。

別 図（第5条関係）



	歴史的環境整備ゾーン	生活環境整備ゾーン	商業・業務環境整備ゾーン
(1)建築物 高さ	道路に面するところは屋根を揃えます。	近隣と調和する高さとします。	全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルなデザインとします。
庇	1階に庇をつけて、その高さを揃えます。	特に規定はありません	
屋根	勾配屋根（日本瓦）とします。	勾配屋根とします。	
壁	- 壁面の位置をそろえます。 - 木・石・漆喰などの伝統的素材又はそれらと調和するものとします。	伝統的素材（自然素材）に調和する素材とします。	
開口部 （窓・戸など）	- 住宅は伝統的様式（格子・虫籠窓）又はそれらと調和するものとします。 - 店舗は、伝統的様式と調和するデザインとします。	伝統的様式と調和するデザインとします。	
(2)工作物 塀	木・石・竹・漆喰・瓦を使用するなど、和風塀とします。	和風塀と調和するデザイン、または生垣とします。	和風と調和するデザイン、または、シンプルなデザインとします。
門	和風門とします。	和風門と調和するデザインとします。	
ガレージ	和風デザインとします。	和風と調和するデザインとします。	
自動販売機	自動販売機は、街なみや建物に調和するものとします。	自動販売機は、街なみや建物に調和するものとします。	自動販売機は、街なみや建物に調和するものとします。
(4)色彩	白・黒・灰色・濃茶等、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとします。	白・黒・灰色・濃茶等を基調とし、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとします。	白・黒・灰色・濃茶等を基調とし、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとします。
(5)その他 空地・駐車場	空地・駐車場は、生垣や和風塀で修景します。	空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景します。	空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景します。

	基 準
(3)屋外広告物	
大きさ	・大きすぎるものは避け、必要最低限の大きさを枚方宿のイメージを高めるものとする。
形態	・安定感が感じられ、伝統的なまちの景観と調和し、まちに落ち着きを与えるデザインとする。
数量	・原則として建物1棟につき1つとする。ただし、整理・統合が難しく、やむを得ず複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫をする。
表示内容	・シンプルで分かり易い表現方法を用い、見た目にすっきりとしたものとする。屋号を主として、それ以外の表示内容については、必要最小限とする。
支柱	・素材、色、形態などに配慮し、まちの景観を損ねないようにする。
設置場所	・建物屋上への広告物設置は避け、建物正面に設置し、高さは2階以下とする。
素材	・丈夫で安全な素材を使いつつ、年月が経つごとに味わいや品が増す素材を利用する。
色彩	・際立った色使いを避け、落ち着いた色により上品な広告物とする。
照明	・ネオン管などの光源が露出したものや点滅・移動する照明器具の使用を避け、やわらかい光で、夜間のまちなみ景観に寄与する照明を用いる。